物　件　明　細　書

物件番号	1

参加資格等級	C等級、B等級又はD等級

1．作業内訳

森林事務所	作業種	市町村名	国有林名	林小班	植栽年度	区域面積(ha)	控除面積(ha)	契約面積(ha)	履行期間		林分条件		作業条件							使用材料(契約者購入)	
									開始	期限	傾斜	植生等の状況	作業形態	作業区分（下刈年次）	通勤形態	人員輸送距離(km)	つる本数（本/ha）	伐採数量（本/ha）	植栽本数（本/ha）	品名	数量
東郷	地拵	日向市	音羽山	2 ひ	H25	0.76	0.00	0.76 ha	契約締結の翌日	2月28日	中	中	人機併用	組合せ	車通勤	9.5	―	―	―	―	―
		日向市	丸山	3 に	H25	0.85	0.00	0.85 ha	〃	〃	中	中	〃	〃	〃	12.2	―	―	―	―	―
		日向市	丸山	3 ほ	H25	3.76	0.00	3.76 ha	〃	〃	中	中	〃	〃	〃	12.2	―	―	―	―	―
	小計					5.37	0.00	5.37 ha													
	植付	日向市	音羽山	2 ひ	H25	0.76	0.00	0.76 ha	契約締結の翌日	2月28日	中	中	人力	普通方形植	車通勤	9.5	―	―	2,500	スギ裸苗	1,900 本
		日向市	丸山	3 に	H25	0.85	0.00	0.85 ha	〃	〃	中	中	〃	〃	〃	12.2	―	―	2,588	スギ裸苗	2,200 本
		日向市	丸山	3 ほ	H25	3.76	0.00	3.76 ha	〃	〃	中	中	〃	〃	〃	12.2	―	―	2,500	スギ裸苗	9,400 本
	小計					5.37	0.00	5.37 ha													13,500 本
	シカネット設置	日向市	音羽山	2 ひ	H25	600		600 m	契約締結の翌日	2月28日	中	中	人力	シカネット設置	車通勤	9.5	―	―	―	シカネット一式（スカート式L型）	600 m
		日向市	丸山	3 に	H25	350		350 m	〃	〃	中	中	〃	〃	〃	12.2	―	―	―		350 m
		日向市	丸山	3 ほ	H25	1,400		1,400 m	〃	〃	中	中	〃	〃	〃	12.2	―	―	―		1,400 m
	小計					2,350		2,350 m													2,350 m
																		（苗木及び獣害防備ネットの詳細は別添使用材料規格内訳書による）			

【留意事項】

1．林令は植栽年度を1年とした累積年である。
2．傾斜区分は、31度以上：急、21～30度：中、20度以下：緩である。
3．植生等の条件は、作業地における植生等の難易度を示すものである。
4．つる本数、伐倒本数は標準地調査による目安本数である。
5．作業着手は事業計画書の承認が必要である。

2．作業箇所位置図

別添のとおり

平成25年度　森林整備事業（地拵外）位置図

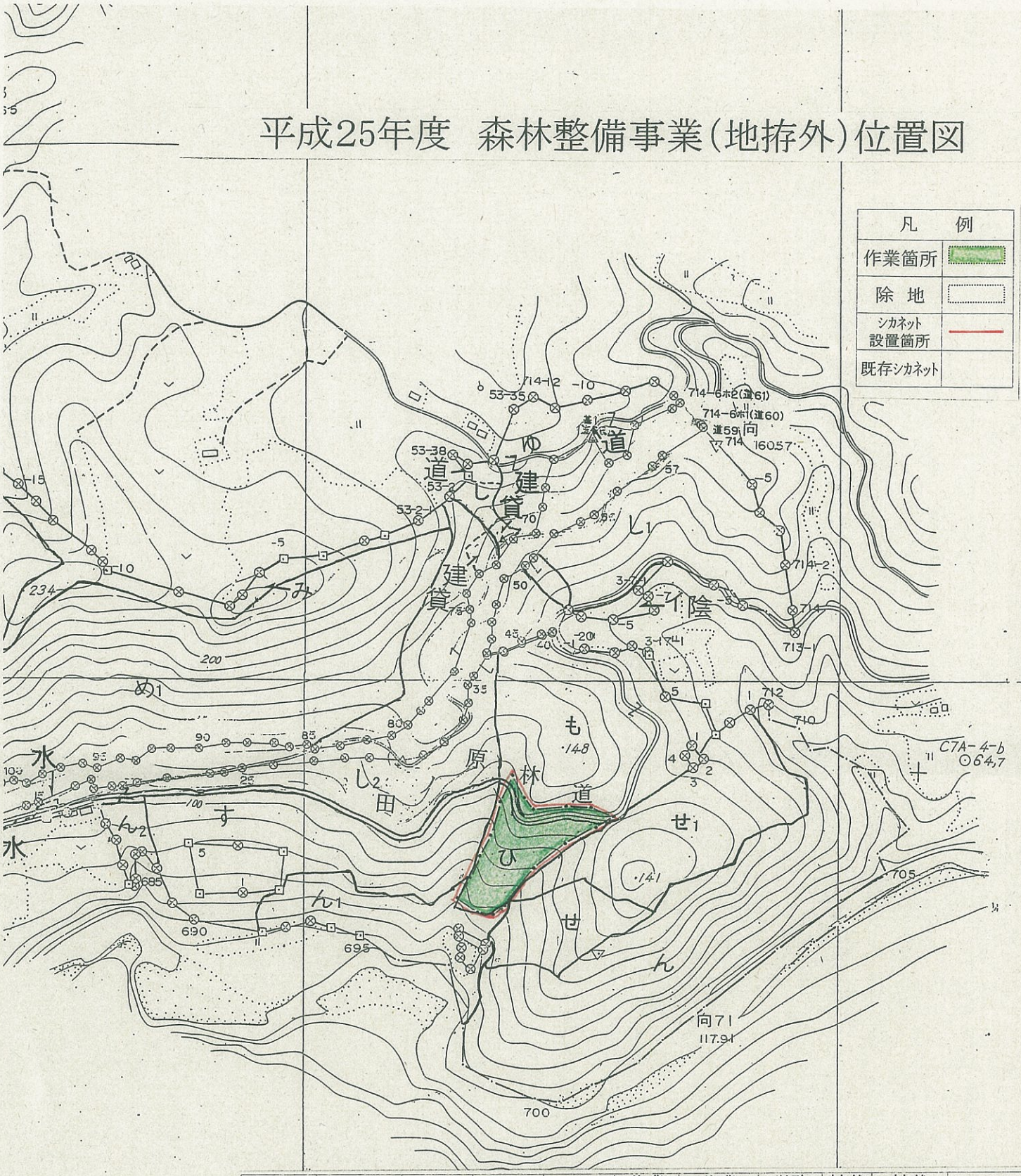

作業種	林小班	面　積	除地	請負面積	作業形態	作業区分	労務型態	植栽年度	植栽樹種	備考
保育間伐	2ひ	0.76		0.76	人機併用	組合せ	通（車）			
植付	2ひ	0.76		0.76	人力	方形普通	〃（〃）	H25	スギ	
シカネット設置	2ひ	(600)		(600)	〃		〃（〃）			
計		1.52		1.52						

平成25年度　森林整備事業（地拵外）位置図

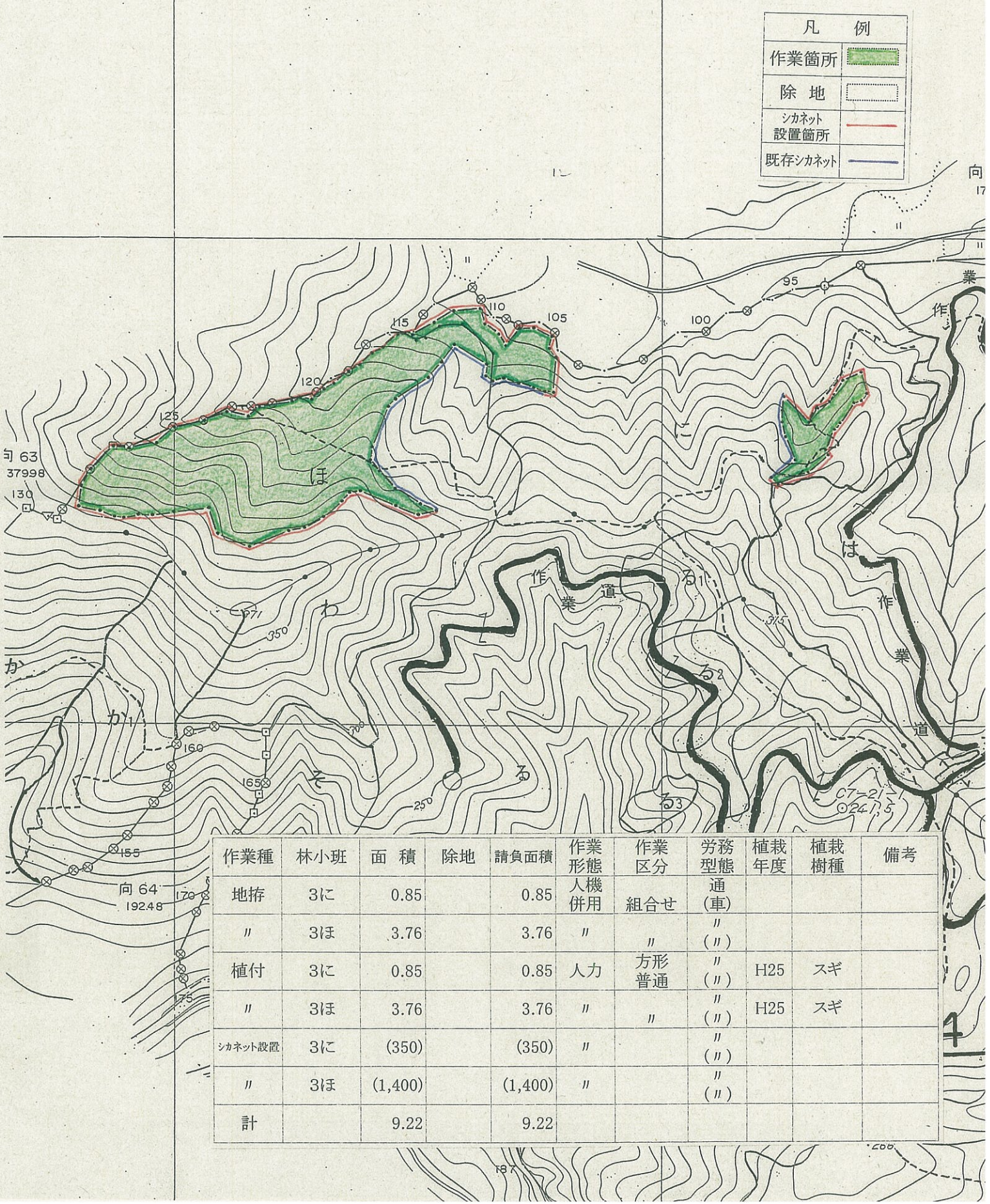

作業種	林小班	面　積	除地	請負面積	作業形態	作業区分	労務型態	植栽年度	植栽樹種	備考
地拵	3に	0.85		0.85	人機併用	組合せ	通（車）			
〃	3ほ	3.76		3.76	〃	〃	〃（〃）			
植付	3に	0.85		0.85	人力	方形普通	〃（〃）	H25	スギ	
〃	3ほ	3.76		3.76	〃	〃	〃（〃）	H25	スギ	
シカネット設置	3に	(350)		(350)	〃		〃（〃）			
〃	3ほ	(1,400)		(1,400)	〃		〃（〃）			
計		9.22		9.22						

地拵作業仕様書

１．作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（１）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（２）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に１ｍ以下の高さに棚積みすること。
この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。
植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（３）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径５０ｃｍの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。
苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（４）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（１）～（３）に準ずること。

２．渓床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない渓流敷外に除去すること。
なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

３．立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

４．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

植付及び補植作業仕様書

１．苗木の購入及び検収

（１）乙は、甲の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、乙の責任において優良な苗木を確保すること。

２．苗木の管理

（１）検査を受けた苗木が衰弱しないよう、早急に仮植地に仮植し適切に管理すること。

（２）仮植地は監督職員と協議し、できるだけ植付現場に近く、水害等の被害のおそれのない平坦地又は緩傾斜地で土壌が深く膨軟な所を選定すること。

（３）仮植地は、仮植の前日までに耕耘しておくこと。

（４）仮植は、列状に溝を掘り、苗木は束をほどいて１本並べとし、根が曲がらないように土を寄せて根元の両側をよく踏みしめておくこと。
仮植期間が短い場合でも、束のままで仮植しないこと。

（５）樹種、品種等により区分して仮植し、数量等を標示しておくこと。

（６）仮植中は苗木の衰弱、枯死を防止するため、こも、わら等で直射日光を遮断し必要に応じて灌水するなどの保護処置を行うこと。
また、仮植地の周辺には排水溝を設けること。

（７）苗木が衰弱し、植付後の活着が危ぶまれる場合は、その処置について直ちに監督職員の指示を受けること。

３．苗木の小運搬

（１）仮植地から植付現場まで運搬する苗木は、当日の植付予定本数にとどめ、植え残った苗木は現地に仮植しておくこと。

（２）運搬に当たっては、必ず、こも等で梱包し、苗木の乾燥を防止すること。

４．植付要領

（１）普通植栽

ア．植付地点を中心に、５０ｃｍ四方に落葉等の地被物を取除き、中心に植穴を掘る。
植穴は、直径３０ｃｍ、深さ２５ｃｍを基準とし、傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。

イ．植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の８分程度入れ、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に土壌を加えて踏みしめること。

ウ．苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

（２）耕耘植栽

ア．植付地点を中心に、８０㎝四方に落葉等の地被物を取除き、表層の土壌をはぎ取り片脇に寄せ、そのあとをよく耕耘し中心に植穴を掘る。
傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。
植穴は、直径４０㎝以上、深さ３０㎝以上とする。

イ．植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の８分程度入れて、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に下層の土壌を加えて踏みしめること。

ウ．苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

５．作業上の留意事項

（１）植付ける際は苗木袋等を使用し、特に苗木の根部が乾燥しないように注意すること。

（２）植付地点が伐根あるいは岩石等で植付困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。

（３）植穴の中の木の根、石礫等は取り除くこと。

（４）落葉等の地被物が植穴に混入しないように注意すること。

（５）植付後は必ず見回り、不良苗木又は植付不良のものは手直しを行うこと。

（６）植付ける苗木は、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにしておくこと。

６．樹種界及び植付除外地の標示

同一記番に複数樹種の植付区域や、あるいは植付除外地がある場合は現地に標示し、不明な場合は監督職員の指示を受けること。

７．補植作業の留意事項

補植に伴う植付位置等は監督職員の指示に従うこと。

８．施肥

植付と同時に施肥を行う場合は、植穴に８分程度土を入れたとき、苗木の根元から約１５ｃｍ離して肥料を施し覆土する。

施肥方法は、現地の傾斜により環状施肥又は半月状施肥とし、施肥器を使用する場合は、点状施肥とする。

施肥量、その他詳細については、監督職員の指示に従うこと。

９．不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を乙の負担により確保すること。

10．獣害防止ネットを設置する場合

（１）設置するネット（ポール等の付随品も含む）は、甲の指定する規格のものを購入し、設置の前に監督職員の検査を受け、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにすること。甲、又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。

（２）獣害防止ネット設置にあたっては、獣害防止ネット取扱説明書に従い確実に設置すること。

11．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

１．獣害防止ネットの購入及び検収

（１）乙は、甲の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、甲の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、乙の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

２．獣害防止ネット設置要領

（１）ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。

（２）支柱は地形・地質を考慮し４ｍ間隔を基本に打ち込み固定すること。

（３）急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。

（４）ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。

（５）支柱とネットが接する部分は３箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。

（６）各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には２箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。

（７）支柱の補強については、支柱２本当たり１箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。

（８）出入り口を監督職員の指示により設置すること。

（９）上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

３．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

造林事業（地拵外２　音羽山外）請負使用材料規格内訳書
【　請負者購入分　】

平成２５年９月　９日付け入札公告、造林事業（地拵外２　音羽山外）請負に伴う使用材料については、下記品質規格同等品及びその規格品以上とする。

記

物件番号	品　名	規　　格	数　量	適　用
1	スギ苗木	挿し木苗　１年生２号 苗長　　４０ cm～７０ｃｍ	1,900 本	２ひ
1	同上	同上	2,200 本	３に
1	同上	同上	9,400 本	３ほ
		スギ苗木計	13,500 本	
1	強力繊維入り獣害防止ネット（スカート式Ｌ型）	引っ張り強度（縦目方向）800 Ｎ以上を有する強力繊維入り下部Ｈ 1.0 以上仕様タイプネットであること（公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの。） なお、全面ポリエチレンのみネットは不可。編目 50 ㎜。標準展開サイズＨ 1.8 ｍ× 50 ｍ。スカートネットサイズＨ 0.5 ｍ以上 50 ｍ。 支柱規格ＦＲＰ製φ 33 ～ 35 ㎜× 2.4 ｍ、4 ｍ間隔設置部材とし、付属品についても、ネットの購入メーカー適合規格品であること。	600 ｍ	２ひ
1	同上	同上	350m	３に
1	同上	同上	1,400m	３ほ
		シカネット計	2,350m	

印紙

造林事業請負契約書（案）

1　事　業　名　造林事業（地拵外２　音羽山外）請負

2　履行場所　音羽山国有林　２ひ林小班外２
別冊、図面のとおり

3　事業内容　地拵作業　５．３７ｈａ
植付作業　５．３７ｈａ
シカネット設置作業　２，３５０ｍ

4　事業期間　契約締結の翌日　から
平成２６年　２月２８日　まで

5　作業仕様　別冊、作業仕様書のとおり

6　請負金額　金　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　円也）

7　選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選択条項	
×	契約保証金の納付	第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証	第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結	第４条第１項第５号
×	支給材料及び貸与品	第１５条
○	部分払　（作業期間中　回以内とする）	第３４条
×	前金払　請負金額の　／１０以内とする	第３６条第１項
×	中間前金払 請負金額の　／１０以内とする	第３６条第３項

８　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　　量	引渡予定場所	引 渡 予 定 月 日

９　　特約事項

（１）使用材料は、別紙特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する。

（２）暴力団排除に関する特約条項については、別冊のとおり。

上記の事業について、発注者　分任支出負担行為担当官　宮崎北部森林管理署長　井上　誠　と　請負者　　は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成２５年　９月　９日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び平成２５年　　月　　日に交付した造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を所有する。

平成２５年　　月　　日

発注者　　住　　所　　宮崎県日向市大字日知屋１７３７１－１
（甲）　　分任支出負担行為担当官
宮崎北部森林管理署長　　井　上　　誠　　印

請負者　　住　　所
（乙）

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分（下刈年次）	区域面積（ha）	控除面積（ha）	契約面積（ha）	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
地拵	2 ひ	組合せ	0.76 ha	0.00	0.76 ha	契約締結の翌日	2/28			東郷（森）
〃	3 に	〃	0.85 ha	0.00	0.85 ha	〃	〃			〃
〃	3 ほ	〃	3.76 ha	0.00	3.76 ha	〃	〃			〃
小計			5.37 ha	0.00	5.37 ha					
植付	2 ひ	普通方形植	0.76 ha	0.00	0.76 ha	契約締結の翌日	2/28	スギ裸苗	1,900 本	東郷（森）
〃	3 に	〃	0.85 ha	0.00	0.85 ha	〃	〃	〃	2,200 本	〃
〃	3 ほ	〃	3.76 ha	0.00	3.76 ha	〃	〃	〃	9,400 本	〃
小計			5.37 ha	0.00	5.37 ha				13,500 本	
シカネット設置	2 ひ	シカネット設置	600 m		600 m	契約締結の翌日	2/28	シカネット一式	600 m	東郷（森）
〃	3 に	〃	350 m		350 m	〃	〃	〃	350 m	〃
〃	3 ほ	〃	1,400 m		1,400 m	〃	〃	〃	1,400 m	〃
小計			2,350 m		2,350 m				2,350 m	
合計										

【留意事項】 1. 当作業内訳書は、保育間伐（治山費による本数調整伐を含む）及び除伐2類に使用する。
2. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。

特 約 事 項 内 訳 書

記入番号	林小班	作業種	作業区分	契約面積(ha)	使用材料等			備考
					品名	品質規格	数量	
	2 ひ　外	植付	普通方形植	5.37	スギ苗木	挿し木苗　1年生2号 苗長　40cm～70cm 計	13,500　本	
	2 ひ　外	シカネット設置	シカネット設置		強力繊維入り獣害防止ﾈｯﾄ （スカート式　L型）	強力繊維入り獣害防止ネット ・ネット編目：50㎜ ・引っ張り強度（縦目方向）800N以上を有する強力繊維入り下部1.0m以上仕様タイプネットであること。（公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの） なお、全面ポリエチレンのみネットは不可。 ・標準展開サイズ：（H1.8m+0.5m）×50m ・付属資材：支柱規格FRP製φ33～35㎜×2.4m、4m間隔設置部材とし、付属部品についても、ネットの購入メーカー適合規格品であること。	2,350　m	

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負

人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年　　月　　日

発注者　　住　所　宮崎県日向市大字日知屋１７３７１－１
　　氏　名　分任支出負担行為担当官
　　宮崎北部森林管理署長　　井　上　　誠　　印

請負者　　住　所
　　氏　名
　　印

（注）請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。